

公立大学法人熊本県立大学次世代育成支援行動計画

平成27年4月1日

本法人職員がその能力を発揮し、業務と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時に男性職員が取得できる休暇制度等の取得を促進する。

<対策>

- 新規採用職員向けのオリエンテーションで制度を周知する
- 特別休暇制度や育児休業制度についてチラシ、学内ポータルサイトなどにより職員への積極的な情報発信を行う

目標2：嘱託職員が取得できる産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など、制度の周知を図り、利用を促進する。

<対策>

- 制度に関するパンフレットを作成し、非常勤職員に配付する
- 所属長の理解を促進するため、所属長に対し、嘱託職員が取得できる妊娠、出産、育児に関する各種制度の周知を図る

目標3：時間外勤務の縮減に努めるとともに、ノー残業デー（定時退庁日）の徹底を行う。

<対策>

- 所属長は、適切な勤務時間管理を行うとともに、職員の心身の健康管理に配慮しながら、計画的な業務の進行管理に努める
- 学内ポータルサイト及びメールを利用して、ノー残業デーの周知徹底を図る